

家畜保健衛生所たより（平成23年度第23号）

台湾で口蹄疫（0型）が続発！

発生日	H23.10.19	H23.10.30	H23.12.7	H23.12.19
発生地	雲林県	澎湖県	桃園県	台南市
動物種	豚	豚	豚	豚
発生件数	1	1	1	1
飼育頭数	223	200	1,013	2,667
発生頭数	15	5	1	983
死亡頭数	0	0	0	0
淘汰数	0	8	1	983
と畜数	0	0	1,012	0
症状	なし	水泡	水泡	水泡
対応	移動制限、清掃、消毒等 （追加的ワクチン接種や淘汰は実施せず）	隔離、移動制限、スクリーニング、ワクチン接種	隔離、移動制限、スクリーニング、施設消毒 （ワクチン接種は実施せず）	隔離、移動制限、スクリーニング、淘汰、施設消毒 （ワクチン接種は実施せず）

お願い！

①口蹄疫発生国への渡航はできるだけお控えください！

やむをえず渡航する場合 ⇒①家畜施設に立ち入らない

②肉製品等を日本に持ち帰らない

③帰国時、空港で動物検疫所の家畜防疫員から指導をうける

②海外から入国、帰国した者は1週間は衛生管理区域に立ち入らせないでください！

③野生動物と家畜の接触を回避してください！

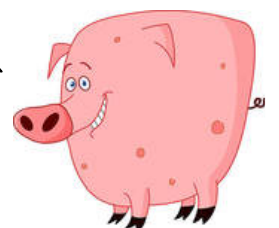
☆飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いいたします！（裏面参照）

異常があればすぐに家畜保健衛生所まで！

西部家畜保健衛生所 TEL: 0551-22-0771(平日)

090-5564-1018(土日・休日・夜間)

090-5568-0817(土日・休日・夜間)



＜飼養衛生管理基準の主な項目＞

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

(家畜衛生講習会への参加、農林水産省ホームページ等からの情報収集)

II 衛生管理区域の設定

(畜舎や飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室などを含む区域が該当)

III 衛生管理区域への病原体の持込み防止

(農場や、衛生管理区域と畜舎の出入口付近に消毒設備を設置)

- ・衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
- ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ・衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒等

IV 野生動物等からの病原体の感染防止

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ・畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
- ・空房又は空ハッチの清掃及び消毒
- ・密飼いの防止(健康に悪影響を及ぼすような過密な状態での飼養の禁止について明記)

VI 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処

(口蹄疫及び鳥インフルエンザについて特定症状を明記)

- ・特定症状(※)が確認された場合の早期通報 並びに出荷及び移動の停止
- ・毎日の健康観察
- ・家畜を導入、出荷又は移動時の健康観察等

- (※) 1-① **39.0℃以上の発熱**を示した家畜が、
- 1-② **泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれか**を呈し、
- 1-③ **かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房**(以下「口腔内等」)のいずれかに**水疱、びらん、潰瘍又は瘰癧**を呈す場合
(外傷に起因するもの除く。以下「水疱等」という。)※鹿⇒1-①及び1-③を呈す場合。
2. 同一畜房(単飼の場合、同一畜舎)内で、その**口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭いる**場合(※単飼:1頭ごとに飼養。スタンションを用いたつなぎ飼い含む)
3. 同一畜房内で、**哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡**した場合
(単飼の場合、隣接する畜房で、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合)
(災害等は除く)

VII 埋却等の準備

(家畜の所有者が遵守すべき事項として、埋却地の確保について明記)

VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

(衛生管理区域に立ち入った者等記入、1年以上保存)

IX 大規模所有者に関する追加措置

(牛(成牛)2百頭以上、豚3千頭以上、鶏10万羽以上の飼養者のみ該当)

- ・獣医師等の健康管理指導
- ・通報ルールの作成等